

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程(案)

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎの子会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を定めることができる。

3 常勤役員に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、30万円以内とする。

2 この法人の監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 非常勤理事、監事及び評議員の報酬は、別表に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第6条 役員が理事会に、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支

払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第7条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。)(以下「法人及び事業所」という。)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第8条 監事が法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償を支払う。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前の概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止等)

第10条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償は支給しない。

- 2 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成29年11月1日から施行した、「社会福祉法人すぎの子会役員及び評議員報酬規程」は、廃止する。

別表 1 (第 3 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬
理事会	日額 5,000円
評議員会	日額 5,000円

別表 2 (第 5 条・第 7 条・第 8 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額 10,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は、1kmにつき25円
理事及び評議員	日額 8,000円	
監事	日額 10,000円	

別表 3 (第 9 条関係)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実費	一泊 12,000円	日額 8,000円	実費額